

令和4年度 千葉県産業教育審議会 資料

- 資料1－1 千葉県産業教育審議会の公開に関する実施要綱
- 資料1－2 千葉県産業教育審議会傍聴人規則
- 資料2 産業教育審議会関係法令
- 資料3 千葉県産業教育審議会の近年における答申等
- 資料4 千葉県の産業教育について
- 資料5 千葉県のキャリア教育について
- 資料6 令和5年度事業「キャリア教育の推進に係る調査」について

千葉県産業教育審議会の公開に関する 実施要綱

千葉県産業教育審議会の公開に関する実施要綱 (平成16年7月7日千葉県産業教育審議会長決裁)

第一条 目的

この実施要綱は、千葉県産業教育審議会の会議を公開することにより、県民に対し審議の状況を明らかにし、会議の透明性、公正性を確保するとともに、産業教育への県民参加を促進し、理解と信頼を高め、開かれた審議会への一層の推進に寄与することを目的とする。

第二条 会議の公開

本審議会の会議は、原則として公開するものとする。

第三条 公開しないことができる会議

前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 千葉県情報公開条例第8条第5号（審議、検討等情報）
- (2) 千葉県情報公開条例第8条第6号（事務事業情報）

第四条 非公開の決定

- (1) 会議を非公開とすることは、第三条の規定に基づき、本審議会がその会議において決定しなければならない。
- (2) 会議の非公開を決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

第五条 公開の方法等

- (1) 公開で行う会議については、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めるものとする。
- (2) 会議を公開するにあたっては、千葉県産業教育審議会傍聴人規則により、会議が公正かつ円滑に行われるよう、会議開催中における会場の秩序の維持に努める。
- (3) 公開した会議の会議資料について、これを傍聴者に閲覧させ、又は配布することができる。

第六条 会議開催の周知

公開する会議を開催するにあたっては、当該会議開催日のおおむね1週間前までに、次の各号を記載した会議開催の公告を県ホームページに掲載し、県民に周知するものと

する。ただし、会議の開催が急を要するときは、この限りではない。

- (1) 会議の議題
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 傍聴の定員
- (4) 傍聴手続
- (5) 問い合わせ先
- (6) その他

第七条 会議録の作成と公開

- (1) すべての会議の会議録を作成し、会議資料とともに、その公開については、可能な限り主体的に公開するよう努めるものとする。
- (2) 公開した会議の会議録の全部又は一部について、県ホームページに掲載する。ただし、公開する場合の取り扱いは、千葉県情報公開条例の定めるところによる。

第八条 その他

この実施要綱で定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

第九条 適用期日

この実施要綱は、平成16年7月7日以降に開催される会議において適用する。

千葉県産業教育審議会傍聴人規則

(傍聴の手続等)

- 第1条 千葉県産業教育審議会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を千葉県産業教育審議会傍聴申込書（別記第1号様式）に記入して申し込み、傍聴券（別記第2号様式）の交付を受けなければならない。
- 2 傍聴の申込みの受付時間は会議の開会時刻の30分前から20分前までとし、傍聴の申込みの受付場所は会議の開催場所の入り口の前とする。
 - 3 傍聴人の定員は5人とし、傍聴をしようとする者が定員を超える場合にあつてはくじにより傍聴券の交付を受ける者を決定するものとする。
 - 4 前各項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者であつて会長が認める者は、会議を傍聴できるものとする。
 - 5 傍聴券は、退場の際返還しなければならない。

(傍聴ができない者)

- 第2条 次の各号の一に該当する者は、傍聴ができない。
- 1 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者。
 - 2 旗、のぼり、プラカード、掲示板、張り紙、ビラ等を携帯している者
 - 3 笛、ラッパ、太鼓、拡声器等を携帯している者
 - 4 はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用している者及びその他異状な服装をしていると認められる者
 - 5 酒気を帯びていると認められる者。
 - 6 児童又は乳幼児を連れている者
 - 7 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると会長が求めた者

(行為の禁止)

- 第3条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。
- 1 みだりに傍聴席を離れること。
 - 2 私語、談話、拍手等をすること。
 - 3 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
 - 4 飲食又は喫煙すること。
 - 5 会長の許可なく、写真機、録音機等の録画、録音を目的とする機器を持ち込み、使用すること。
 - 6 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動をすること。

(制止等)

- 第4条 傍聴人が前条の規定に違反したときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

- 第5条 会長が傍聴の禁止を宣告し、又は退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(補則)

- 第6条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会議で定める。

附則（抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第1条第一項）

千葉県産業教育審議会傍聴申込書

氏名	住所	※備考

注 ※印欄は記入しないでください。

第2号様式（第1条第1項）

千葉県産業教育審議会傍聴券

*千葉県産業教育審議会傍聴人規則を遵守してください。

*お帰りの際は、この傍聴券を返還してください。

千葉県産業教育審議会長

○産業教育振興法

○産業教育振興法

昭和二十六年六月十一日法律第二百二十八号

〔總理・大蔵・文部大臣署名〕

平成二七年 六月二十四日号外法律第四六号〔学校教育法等の一部を改正する法律附則六条による改正〕

産業教育振興法をここに公布する。

産業教育振興法

目次

- 第一章 総則（第一条一第十条）
- 第二章 地方産業教育審議会（第十一条一第十四条）
- 第三章 国の補助
 - 第一節 公立学校（第十五条一第十八条）
 - 第二節 私立学校（第十九条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、産業教育がわが国の産業経済の発展及び国民生活の向上の基礎であることにかんがみ、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのつとり、産業教育を通じて、勤労に対する正しい信念を確立し、産業技術を習得させるとともに工夫創造の能力を養い、もつて経済自立に貢献する有為な国民を育成するため、産業教育の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「産業教育」とは、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部を含む。以下同じ。）、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、大学又は高等専門学校が、生徒又は学生等に対して、農業、工業、商業、水産業その他の産業に従事するために必要な知識、技能及び態度を習得させる目的をもつて行う教育（家庭科教育を含む。）をいう。

(国の任務)

第三条 国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、産業教育の振興を図るように努めるとともに、地方公共団体が左の各号に掲げるような方法によつて産業教育の振興を図ることを奨励しなければならない。

- 一 産業教育の振興に関する総合計画を樹立すること。
- 二 産業教育に関する教育の内容及び方法の改善を図ること。
- 三 産業教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実を図ること。
- 四 産業教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成の計画を樹立し、及びその実施を図ること。
- 五 産業教育の実施について、産業界との協力を促進すること。

(実験実習により生ずる収益)

第四条 地方公共団体は、その設置する学校が行う産業教育に関する実験実習によつて収益が生じたときは、これを当該実験実習に必要な経費に増額して充てるよう努めなければならない。

(教員の資格等)

第五条 産業教育に従事する教員の資格、定員及び待遇については、産業教育の特殊性に基き、特別の措置が講ぜられなければならない。

(教科用図書)

第六条 産業教育に関する教科用図書の編修、検定及び発行については、産業教育の特殊性に基き、特別の措置が講ぜられなければならない。

第七条から第十条まで 削除

第二章 地方産業教育審議会

(設置)

第十一條 都道府県及び市町村（市町村の組合及び特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方産業教育審議会を置くことができる。

(所掌事務)

第十二條 地方産業教育審議会（以下「地方審議会」という。）は、それぞれ、当該都道府県又は市町村の区域内で行われる産業教育に関し、第三条各号に掲げるような事項その他産業教育に関する重要事項について、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会の諮問に応じて調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会に建議する。

(委員)

第十三条 地方審議会の委員は、産業教育に関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、それぞれ、都道府県又は市町村の教育委員会が任命する。

- 2 前項の委員の任命に当たつては、あらかじめ都道府県の教育委員会にあつては知事の意見を、市町村の教育委員会にあつては市町村長の意見を聴かなければならない。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 委員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。
- 5 前項の費用は、それぞれ、都道府県又は市町村の負担とする。
- 6 委員の定数並びに費用弁償の額及びその支給方法は、条例で定める。

(教育委員会規則への委任)

第十四条 地方審議会に関し必要な事項は、この法律に規定するものを除くほか、それぞれ、当該都道府県又は市町村の教育委員会規則で定める。

- 2 前項の規則の制定に当つては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事と、市町村の教育委員会は市町村長と協議しなければならない。

○千葉県産業教育審議会条例（昭和26年8月10日条例第46号）

千葉県産業教育審議会条例

昭和二十六年八月十日
条例第四十六号

改正 昭和二八年 六月 九日条例第三七号 昭和三一年 九月 一日条例第二七号
昭和六〇年一二月二三日条例第三三号 平成二四年 三月二三日条例第三二号

千葉県産業教育審議会条例

題名改正〔昭和六〇年条例三三号〕

(設置)

第一条 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第十一條の規定により、千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に千葉県産業教育審議会（以下「審議会」という。）を置く。

全部改正〔昭和六〇年条例三三号〕

(委員)

第二条 審議会の委員の定数は、十八人以内とする。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者につき、千葉県知事の意見を聴いて、教育委員会が任命する。

- 一 産業経済界における学識経験のある者 四人以内
- 二 教育界における学識経験のある者 八人以内
- 三 勤労界における学識経験のある者 四人以内
- 四 関係行政機関の職員 二人以内

- 3 前項第一号から第三号までに掲げる者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることがある。

一部改正〔昭和二八年条例三七号・六〇年三三号・平成二四年三二号〕

(専門委員)

第三条 審議会に専門の事項を調査審議するため、その調査審議に要する期間中、非常勤の専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、産業教育に関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから審議会の推薦に基づいて教育委員会が任命する。

一部改正〔昭和六〇年条例三三号〕

(委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

一部改正〔昭和六〇年条例三三号〕

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第二条第二項第一号、第二号又は第三号に掲げる者の中から最初に任命される委員の中各半数の者の任期は、同条第三項の規定にかゝわらず、一年とする。

3 前項の規定により任期を一年とする委員は、く(ハ)じ(ハ)で定める。

附 則(昭和二八年六月九日条例第三十七号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例により、最初に任命される委員の任期は、第二条第三項の規定にかかわらず、一人は昭和二十九年三月三十一日までとし、他の一人は昭和三十年三月三十一日までとする。この場合において、任命される委員の任期はくじで定める。

附 則(昭和三十一年九月一日条例第二十七号抄)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百四十七号)施行の日(昭和三十一年九月一日)から施行する。

附 則(昭和六十年十二月二十三日条例第三十三号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十一年一月十二日から施行する。(後略)

附 則(平成二十四年三月二十三日条例第三十二号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

○千葉県産業教育審議会運営規則(昭和27年4月25日教育委員会規則第2号)

千葉県産業教育審議会運営規則

昭和二十七年四月二十五日

教育委員会規則第二号

改正 昭和四三年 四月 一日教育委員会規則

第三号

千葉県産業教育審議会運営規則

千葉県教育委員会は、千葉県産業教育審議会委員の定数等に関する条例(昭和二十六年千葉県条例第四十六号)第五条の規定に基づきこの規則を制定する。

(会長及び副会長)

第一条 千葉県産業教育審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置き委員のうちから互選する。

2 会長及び副会長の任期は一年とする。但し、再選されることがある。

3 会長は会務を総理する。副会長は会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第二条 審議会は部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は会長が指名する。
- 3 各部会に属する委員により、部会長を互選する部会長は各部会の会務を掌理する。
(議事)
第三条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「委員」とあるは「委員及び議事に関する専門委員」と読み替えるものとする。

(雑則)

第四条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他その運営に関し、必要な事項は審議会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十三年四月一日教育委員会規則第三号抄)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

千葉県産業教育審議会の近年における答申等

年月日	建議・答申等事項	審議内容等
平成17年1月24日	「今後の本県産業教育の在り方について」	1 今後の本県農業教育の在り方について 2 今後の本県水産教育の在り方について
平成18年2月2日	「今後の本県産業教育の在り方について」	1 今後の本県商業教育の在り方について 2 今後の本県家庭に関する学科における専門教育の在り方について
平成19年3月13日	「今後の本県産業教育の在り方について」	1 今後の本県工業教育の在り方について 2 今後の本県看護教育の在り方について 3 今後の本県福祉教育の在り方について
平成22年2月2日	「普通科・専門学科の枠を超えた新しい連携による、将来の専門的職業人の育成」について	専門部会の報告を基に、学科間・学校間・地域など様々な連携を通して、生徒の「社会人基礎力」「専門的知識・技術」が身につくこと以外にも、大きな成果として「学習意欲」「職業意識」の向上が見られるなどを確認し、連携の課題及び今後の方向性を検討し、報告書としてまとめた。
平成25年10月28日 平成26年2月17日	「産業教育の活性化方策について一産・学・官の連携強化による職業人の育成ー」について(協議報告)	産業系専門高等学校の現状と課題について、各部会から報告を受け、協議を行った。作業部会を設置し、地域産業界や大学・研究機関との連携により、生徒に先進的な技術を体験させるなどの取組について報告してもらい、各委員から意見をいただいた。連携強化に向けた課題や職業人の育成に向けた支援の在り方について協議し、まとめた。
平成26年11月13日	「今後の産業教育の魅力発信に向けて」	前年の協議を踏まえ、今後の本県におけるキャリア教育や産業教育について協議し、平成27年2月策定の第2期千葉県教育振興基本計画に反映させた。
平成28年3月15日	「今後の専門高校におけるキャリア教育の推進に向けて」	キャリア教育は広い意味で教育をどう考えるかが大事である。職業キャリア問題だけではなくて、人としてどう生きて行くのか、家庭人として地域社会の一員としてどう生きて行くのかというのもキャリア教育の課題として協議し、議論された。
平成29年3月3日	「今後の専門高校におけるキャリア教育の推進に向けて」	キャリア教育と受験勉強が別物で、子どもの頃の夢が大人になるまで繋がっていないという指摘や、専門高校でも進学率が上がっている現状等について話題となった。また、社会構造の変化と学歴迷路の関係や、各分野における採用や人材育成についても議論された。
平成31年3月19日	「今後の本県産業教育の在り方について」	将来の千葉県の産業界で活躍できる人材を育成するために身に付けさせるべき資質・能力にはどのようなものがあるか、また産業教育の目指すべき方向の1つとして、それぞれの学生が自分の適性を適切に自覚できるような教育が必要である。そのためには、小学校、中学校、高等学校、大学において、それぞれの発達段階に応じた職業体験の機会を増やしていくことが必要であり、千葉県の産業教育が今後目指す方向性について協議し、まとめた。
令和2年2月7日	「今後の本県産業教育の在り方について」	本県の特色を生かし、「Society5.0を意識した産業教育の人材育成」「身に付けさせるべき資質・能力」「千葉県がどのような人材を求めているのか」について協議し、議論された。
令和2年度	未実施	
令和3年度	未実施	

千葉県の産業教育について

1 県内の産業教育関係高等学校

	学校名	大学科	小学科		学校名	大学科	小学科		
県立	千葉女子	家庭科	家政科		東総工業	工業科	電子機械科		
県立	千葉商業	商業科	商業科				電気科		
			情報処理科				情報技術科		
県立	京葉工業	工業科	機械科		東金商業	商業科	建設科		
			電子工業科				商業科		
			設備システム科				情報処理科		
			建設科		大網	農業科	農業科		
県立	千葉工業	工業科	電子機械科				食品科学科		
			電気科				生物工学科		
			情報技術科	茂原樟陽	農業科	農業科			
			工業化学科			食品科学科			
			理数工学科			土木造園科			
県立	幕張総合	看護科	看護科		一宮商業	商業科	電子機械科		
県立	八千代	家庭科	家政科				電気科		
県立	葉園台	農業科	園芸科				環境化学科		
県立	市川工業	工業科	機械科				商業科		
			電気科				情報処理科		
			建築科		大原	総合学科			
			インテリア科						
県立	松戸向陽	福祉科	福祉教養科		安房拓心	総合学科			
県立	柏の葉	情報科	情報理数科						
県立	流山	農業科	園芸科		館山総合	工業科	工業科		
		商業科	商業科				商業科		
			情報処理科				水産科		
県立	清水	農業科	食品科学科				海洋科		
		工業科	機械科				家庭科		
			電気科				家政科		
			環境化学科				君津商業		
				君津商業	商業科	商業科			
県立	成田西陵	農業科	園芸科			情報処理科			
			土木造園科			木更津東			
			食品科学科			家庭科			
		商業科	情報処理科	君津	農業科	園芸科			
						君津青葉			
県立	下総	農業科	園芸科		君津	総合学科			
			土木造園科						
			食品科学科						
		商業科	情報処理科						
					袖ヶ浦	情報科	情報コミュニケーション科		
県立	佐倉東	農業科	園芸科				園芸科		
			自動車科				商業科		
			商業科				商業科		
		家庭科	調理国際科		市川工業(定)	工業科	工業科		
			服飾デザイン科				工業科		
県立	八街	総合学科					工業科		
県立	多古	農業科	園芸科		千葉経済大学附属	商業科	商業科		
県立	銚子商業	商業科	商業科				情報処理科		
			情報処理科		東京学館船橋	商業科	情報ビジネス科		
		水産科	海洋科				家庭科		
県立	旭農業	農業科	畜産科		千葉商科大学付属	商業科	食物調理科		
			園芸科				商業科		
			食品科学科				生産ビジネス科		
					千葉黎明	農業科	家政科		
					茂原北陵	家庭科	普通科		

※総合学科は産業教育関係の系列を設置する学校を記載

※木更津総合は千葉県産業教育振興協会の会員校

2 学科別在籍生徒数（公立・私立）

令和3年度の全国及び県内の在籍生徒数

学 科	全国の在籍生徒数		県内の在籍生徒数					
	全日制+定時制		全日制+定時制		全日制		定時制	
	生徒数	割合	生徒数	割合	生徒数	割合	生徒数	割合
普通	2,198,699	76.8%	119,811	87.5%	117,643	87.5%	2,168	87.6%
その他	105,365		3,847		3,847			
農 業	72,566		2,591		2,591			
工 業	220,357		3,387		3,218		169	
商 業	171,088		5,624		5,486		138	
水 産	7,804	17.7%	157	9.3%	157	9.2%		12.4%
家 庭	35,878		863		863			
看 護	13,226		120		120			
福 祉	7,744		102		102			
情 報	2,664		239		239			
総 合	163,539	5.5%	4,532	3.2%	4,532	3.3%		0.0%
計	2,998,930	100.0%	141,273	100.0%	138,798	100.0%	2,475	100.0%

3 専門学科の入学志願状況（公立、全日制）

志願倍率（募集人数に対する志願者の割合）

学科名	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
	前期	前期	前期	一般	一般	一般	一般
農 業	1.1	0.98	1.01	0.99	0.89	0.75	0.83
工 業	1.1	1.06	1.05	0.96	0.9	0.87	0.83
商 業	1.32	1.26	1.21	1.26	1	0.96	0.98
水 産	0.63	0.84	0.56	0.43	0.61	0.53	0.26
家 庭	1.44	1.4	1.28	1.33	1.01	1.03	0.98
看 護	2.15	2.48	1.85	2.25	1.35	1.35	1.48
福 祉	1.15	0.83	1.48	0.83	0.75	0.63	0.9
情 報	1.63	1.83	1.7	1.84	1.51	1.31	1.25
総 合	1.32	1.34	1.7	1.76	1.25	1.3	1.26

4 千葉県高等学校産業教育フェア

県内の産業教育関係高校の生徒作品、活動状況等の発表の場を設けることにより、県民への産業教育に対する理解・協力を促すとともに、新たな産業教育の在り方を探り、時代に即した高等学校における産業教育の活性化とその振興に資することを目的としている。

令和4年度は、10月23日（日）にQiba11（きぼーる）（千葉市中央区）で開催した。

参加学科と内容

農業	販売・展示	<ul style="list-style-type: none">・農産物販売・各校のパネル展示・野菜等の展示
工業	展示・体験	<ul style="list-style-type: none">・生徒作品展示・LEDライトづくり・オリジナル香玉づくり・ドローン操縦体験
商業	販売・展示・体験	<ul style="list-style-type: none">・食品販売・パネル展示・プログラミング体験
水産	展示	<ul style="list-style-type: none">・コース紹介・実習風景パネル展示・実習製品の展示
家庭	販売・展示	<ul style="list-style-type: none">・焼き菓子の販売・被服製作・調理実習作品展示・活動ポスター展示・ファッショショーンと活動映像放映
福祉	体験・展示	<ul style="list-style-type: none">・ユニバーサルデザインのレクリエーション・車椅子体験・ユニバーサルデザインの物品や点字絵本の展示・紹介映像放映・パネル展示
看護	展示・体験	<ul style="list-style-type: none">・学校紹介パネル展示・学校紹介映像放映・血圧・酸素飽和度測定・手指消毒方法
情報	演示・展示	<ul style="list-style-type: none">・光の三原色・混色実験・レゴマインドストーム作品展示
総合	販売・展示	<ul style="list-style-type: none">・総合学科の紹介パネルの展示・農産物・加工品の販売

千葉県のキャリア教育について

千葉県教育委員会では、将来の労働市場を見据え、社会で求められ活躍することができる人材を育成するために、家庭や地域、産業界等との連携のもと、働くことの意義や尊さ、学校における学びと自らの将来との関連などを考えさせる系統的なキャリア教育を推進している。

現状

1 職場体験(中学生)、インターンシップ(高校生)の実施率

R1 年度実績(コロナ前) 公立中学校 96.6% 公立高校 89.6%

R3 年度実績 公立中学校 18.9% 公立高校 36.5%

2 令和4年3月新規高等学校卒業者の就職状況(令和4年3月末現在)

千葉県 94.6% (卒業者数 46,879 人 就職希望者数 5,043 人 就職者数 4,772 人)

※全国平均 97.9% 千葉県の全国都道府県別順位:45位

3 高卒就職者の3年以内離職率(平成31年3月卒業生)

千葉県 38.2% (注)離職率は離職した都道府県で計上されるため、必ずしも千葉

※全国平均 35.9% 県で採用された者の離職を意味するものではない。)

⇒課題

○インターンシップ等は特定の現場を体験するに留まり、様々な業種や職種に触れる機会にはなっていない。実施率もコロナ前の水準には戻っていない。

○新規高卒者の就職率、3年以内離職率の状況が全国平均と比較してよくない。

⇒子供たちの目的意識や職業観を十分育めていないのではないかという懸念

令和4年度の具体的な取組

1 高校生の就職支援

「高校生就職支援事業」の対象として、33校 35課程（県立千葉商業高校、県立八街高校、県立天羽高校等）を指定。指定校が、生徒の就職活動を充実させるために、生徒対象の講演会の開催や教員の進路指導に関するスキルアップを図るための研修等行う際の費用、教員の企業訪問の旅費、インターンシップ保険費等を補助。

また、近隣事業所の進路開拓や生徒の進路選択の援助を行う就職支援教員を 18校（県立泉高校、我孫子東高校、大原高校等）に配置するほか、千葉労働局と連携してインターンシップの受け入れ等を行う事業所のリストを作成し学校に情報提供する等の支援を実施。

2 職業理解のための映像教材制作

実社会で働く人々のドキュメンタリー動画や専門高校の学科を紹介する動画の制作。中・高校生が産業や職業についての理解を深め、職業意識の形成や主体的な進路選択に役立てられるよう、動画を県ホームページで公開。

【職業編】

情報・IT (株式会社 ZOZO) 農業 (GREEN GIFT 株式会社)

工業 (フクダ電子株式会社白井営業所) 水産 (嘉平屋株式会社)

観光 (小湊温泉 吉夢) 福祉 (特別養護老人ホーム柏きらりの風)

国際 (成田国際空港株式会社) 医療 (国際医療福祉大学成田病院)

【学科編】

工業：県立千葉工業高校

農業（畜産科）：県立旭農業高校

水産（海洋科）：県立館山総合高校

福祉（福祉教養科）：県立松戸向陽高校

3 キャリアデザイン講演会の実施

県立高校において、企業経営や科学技術分野等で活躍する著名人による講演を実施。講演を動画に編集し、県内高校生向けに限定公開。高校生が様々な生き方や考え方方に触れ、自らの職業観を養い、見通しを持って学校生活を送るきっかけとする。

【実績】

県立千葉高校・県立東葛飾高校

（株）ユーチュア 取締役代表執行役員 CEO 永田 瞽彦 氏

「世界を変えるベンチャー企業の視点」

県立千葉商業高校

（株）千葉銀行 取締役常務執行役員 淡路 瞽 氏 「企業が求める人材とは」

県立船橋高等学校

（一社）日本CTO 代表理事 松岡剛志氏 「エンジニアになろう」

県立長生高等学校

モーリー・ロバートソン氏 「予測不可能な時代に必要な力」

4 課題探究型キャリア教育ゼミの実施

専門高校を拠点校とした各グループが、専門学科の特性を生かして地域の課題を設定し、解決に向けて探究活動を実施。他者と協力しながら、主体的に課題解決を図るなど、社会人として必要な資質・能力を育成する。

【実績】

グループA：県立千葉工業校、県立千葉女子高校、県立千葉商業高校

テーマ：園児・児童に対するロボット操縦体験をとおしてのキャリア形成

園児・児童の関心が高い「ロボット」を協働製作するとともに、地域の小学校に赴き、ロボットのプログラミングや操作方法などを園児・児童に体験させる出前授業を行った。

グループB：県立東金商業高校、県立松尾高校、県立東金高校

テーマ：SDGs 推進に向けた介護福祉アプリ開発

少子高齢化が進む山武地域において、地域の高齢者福祉について主体的・対話的に探究し、「健康と福祉」などSDGsの推進に向けた介護福祉アプリを開発した。

グループC：県立茂原樟陽高校、県立長生高校、県立茂原高校

テーマ：チーム茂原のポテンシャルを生かしたキャリア教育

市政施行70周年を迎える茂原市において、持続可能なまちづくりに向けた探究活動を行うとともに、茂原地域の3校がチーム茂原としてそれぞれの特色を生かし、地域の飲食店の新メニューを考案した。

※ 以上のはか、教員の指導力向上のため、異校種間の連携やキャリア・パスポート*の活用事例等を掲載した千葉県版「キャリア教育の手引き」の作成、キャリア教育や、本県産業と雇用の動向等についての理解を深めるための教員研修を実施した。

*キャリア・パスポート：児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ

令和5年度事業「キャリア教育の推進に係る調査」について

1 目的

本県の、高校卒業者の就職率低下や早期離職率の高さ等の課題に対応するため、中学生、高校生と大学生を対象とした職業意識等に関する系統的な調査、社会人を対象とした自らのキャリアについての振り返りに関する調査、企業を対象とした雇用等についての調査等を行い、今後のキャリア教育における政策形成上の参考とする。

2 調査の概要

- 委託業務として、調査研究に関する専門性を有する業者に委託して実施。

(1) 協議会の設置

キャリア教育調査研究推進協議会

以下の属性の有識者等 10名程度で構成

- ・大学教授 　・県内経済団体関係者 　・国労働行政担当者 　・民間企業職員
- ・県内公立学校関係者 　・県内大学就職担当者 　・県庁雇用労働、経済政策担当者 等

協議事項

※ 委託業者が運営する当協議会において、当事業に係る全ての事項を協議し、協議結果を踏まえて、調査等を進めていく。

- ・アンケート調査の対象・項目等
- ・アンケート調査を補完するためのインタビュー調査の対象、調査項目等
- ・調査分析の方法
- ・調査分析に基づいた本県課題の要因について
- ・本県キャリア教育の推進に係る施策案について

(2) 調査の流れ（原案）

- ①調査の実施に関する協議、調査設計
- ②調査実施（アンケート調査、インタビュー調査）
- ③調査結果の集計分析
- ④本県課題の要因提示・政策提言

(3) アンケート調査対象（原案）

- ・公立中学生 1~3年 9,000人程度（抽出）
- ・公立高校生 全日制 1~3年 全員約85,000人
- ・県内大学生 卒業年度学年 20,000人程度
- ・県内企業 12,000社程度
- ・社会人 県内高校卒業後に就職し4年未満（抽出：回答数200以上の見込み）

(4) 想定される調査項目例

中・高校生	働くことに対するイメージ、働く目的、希望の職業、進路希望（決定状況）と進路選択の理由 学校のキャリア教育で教えてほしいこと
大学生	高校までの教育の中でキャリア形成に関して効果的であったこと 大学生活の中でキャリア形成に関して効果があったこと
県内企業	高卒入社職員に求めること、高校のキャリア教育に期待すること 高卒入社社員の就労環境、教育プログラム、中途離職の理由
社会人	進路決定の理由、就職活動の状況 就労環境、職場の満足度、将来のビジョン

○スケジュール（見込み）

令和5年4月	委託業者との契約締結		
5月	調査研究推進協議会①	調査設計・分析方法の決定	W e b シ ス テ ム の 構 築 等 進 備
6月	調査研究推進協議会②		
7月			
8月	アンケート調査実施① 企業		
9月	アンケート調査実施② 中学生、高校生、社会人		
10月			インタビュー調査
11月	調査結果の集計分析		
12月	調査研究推進協議会③	アンケート調査実施③ 大学生	
令和6年1月	中間報告 〆1/31	調査結果の集計分析	
2月	調査研究推進協議会④		
3月	最終報告書提出〆3/8		

○キャリア教育の推進に係る調査の調査項目（原案）

- ・原則として、全て回答選択式の質問とし、必要に応じて記述欄を設ける。
- ・最終的な項目内容、項目数は、回答者の負担等も考慮の上、キャリア教育調査研究推進協議会における協議を経て決定する。

項目例	対象 中学生 1～3年 生	高校 1・2年 生	高校 3年生	大学生 4年生	社会人 入社3年 目まで	企業
働くことにどんなイメージを持っているか	○	○	○	○		
希望の職業の有無	○	○	○			
働く目的をどう考えているか	○	○	○	○	○	
進路希望(決定状況)と進路選択の理由			○	○	○	
将来を考えるうえで重視する(した)こと・参考にしたい(した)こと	○	○	○	○	○	
進路決定を主に誰の意見で行いたいか／進路決定に影響を与えたこと	○	○	○	○	○	
将来のために努力している(してきた)こと	○	○	○	○	○	
学校のキャリア教育で教えてほしいこと	○	○	○			
中学／高校までの教育の中で、キャリア形成に関して効果的であったこと		○	○	○	○	
大学の教育、大学生活の中で、キャリア形成に関して効果的であったこと				○		
中学／高校までのキャリア教育で行ってほしかったこと		○	○	○	○	
将来のために高めたい能力	○	○	○	○	○	
将来／仕事上必要であるが、自分には現在不足していると考えられる能力	○	○	○	○	○	
自分の性格や能力、適性を理解しているか	○	○	○	○	○	
将来、どこで働きたいか(地元、県外、海外)、その理由	○	○	○	○		
高卒で就職した理由					○	
就職活動の情報は十分であったか					○	
就職決定までに、何社の研究・見学を行ったか					○	
職場の満足度					○	
就職前のイメージとの違いはあるか					○	
職場で相談できる相手がいるか・孤独感を感じることがあるか					○	
現在の職場で、将来のビジョンを描けるか					○	
高卒入社社員に求める人物像						○
高卒入社社員に高校生までに身に付けておいてほしいこと						○
高校のキャリア教育に期待すること						○
高卒入社社員の就労環境、教育プログラム						○
中途離職の時期						○
中途離職の理由						○
インターンシップについての考え方						○
就職慣行についての考え方						○
今後の労働市場の見通し						○